

企画競争説明書

業務名称：フィリピン国園芸作物におけるフードバリューチェーン改善プロジェクト（実施フェーズ）

調達管理番号：22a00739

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者で行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

新型コロナウイルス感染対策に関する費用（PCR 検査関連費用、隔離期間中の待機費用、他）はプロポーザル提出時点で別見積として提出ください。

2022年11月24日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2022年11月24日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：フィリピン国園芸作物におけるフードバリューチェーン改善プロジェクト（実施フェーズ）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2023年2月 ～ 2028年2月

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2023年2月 ～ 2025年5月

第2期：2025年6月 ～ 2028年2月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めません。

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

第1期

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の17%を限度とする。

- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の17%を限度とする。
 - 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の6%を限度とする。
- 第2期
- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の14%を限度とする。
 - 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の14%を限度とする。
 - 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Miyake.Tatsuo@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

経済開発部 農業・農村開発第1グループ第1チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2022年11月30日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2022年11月30日 12時
3	質問への回答	2022年12月5日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2022年12月16日 12時
6	プレゼンテーション	2022年12月21日 15時～17時
7	評価結果の通知日	2023年1月4日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「フィリピン国園芸作物におけるフードバリューチェーン改善プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：22a00233010100）の受注者（株式会社アイコンズ）及び同業務の業務従事者

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

- ・「第3章 2. 業務実施上の条件」に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
 - 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口（outm1@jica.go.jp 宛、
CC: 担当メールアドレス）
 - 3) 提出方法：電子メール
- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1）質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4.(3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2022年6月1日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4.(3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書(本見積書及び別見積書)

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：(調達管理番号)_(法人名)_見積書
[例：20a00123_〇〇株式会社_見積書]
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「フィリピン国園芸作物におけるフードバリューチェーン改善プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

フィリピンの農業は全就労人口のおよそ25%¹を抱える一方、GDP比では10.1%²に留まっており、生産性の低迷が指摘されている。併せて、近年、農業従事者のサービスセクター等への流出や高齢化が進んでおり、農業労働人口は減少傾向にある。こうした中、2019年2月にコメの輸入を数量制限していたフィリピン政府が「Rice Tariffication Law」を制定し、従来のコメ数量輸入制限政策から関税化による輸入自由化に転換した。これはフィリピン政府が、生産性の低迷する農業セクターの構造転換（作物の高付加価値化・競争力強化）の必要性を打ち出した事例と言える。

また、経済成長に伴い都市部を中心に中間層の購買力が向上し、スーパーマーケット等を通じた食材販売・食品産業が成長している。しかし、フィリピンのフードバリューチェーン（以下、「FVC」という。）における生産現場、流通システムの各段階は様々な課題を有しており、また、付加価値向上による農家の収入増加にも結び付いていない。具体的には、①マーケットニーズに合った時期・種類の作物栽培を行っている農家が少ない、②食材の販売先が農家にとって利益を得にくい伝統的な流通経路に限られる、③消費者の求める安全かつ高品質な作物を安定供給できていない、等の課題が見られる。

こうした課題に対し、政府は「The Philippine Development Plan（フィリピン開発計画2017-2022）」において、FVC改善の方策として、農業インフラ整備を通じた生産者の市場アクセス改善、小規模農家の組織化を通じた規模の経済の創出による生産性向上等を掲げている。また、政府のCOVID-19支援策「We Recovery as One」（2020年5月）でも、効率的な輸送・物流システム構築、農産物のオンライン取引、農産物の高付加価値化を掲げ、農業省（以下、「DA」という。）主導で生産地（者）と消費地（者）を繋ぎ、農家の収入向上と消費者の食料安全保障等を目指す取組を実施中であ

¹ Philippine Statistics Authority, Agricultural Indicators System: Employment and Wages in the Agriculture Sector, 2019.

² THE WORLD BANK, "Agriculture, forestry, and fishing, value added (% of GDP) – Philippines", <https://data.worldbank.org/indicator/NV.AGR.TOTL.ZS?locations=PH> (Access on 14, October, 2022)

る。さらに、DAは2022年6月に「Philippine Vegetable Industry Roadmap 2021-2025（フィリピン野菜産業ロードマップ2021-2025）」を発表し、野菜の生産流通過程における改善策を示した上で、農家の生計向上及び安全かつ高品質な作物の安定供給等を目指している。

しかしながら、これまでの政策においては、生産から加工、流通、販売、消費までを網羅的に捉えたFVC構築に重点を置いた取組は限定的であった。そこで本プロジェクトにおいては、民間企業の参入等を促進しつつ、スーパーマーケットやレストラン等に販路を拡大し、DAが主導する野菜を主とした園芸作物のFVC強化に貢献する。

第3条 語句の定義

- **ロードマップ**：バリューチェーン全体の流れを評価し、短期、中長期に FVC 関係者が取り組むべき事項を整理したもの。
- **包摂的 FVC モデル**：多様な FVC 関係者が近代的なバリューチェーンに参加し、FVC 振興によって得られる農産物の付加価値による利益を公正に享受するために、フィリピン政府が取組む FVC の状況に合わせて、FVC 改善のための個々の要素技術を効果的に組み合わせたもの。（要素の事例：付加価値の上昇には、単価の向上と販売量の拡大（収穫後ロスの削減を含む）の要素がある。）
- **パイロット活動**：ロードマップの中で特にボトルネックとなっており、かつ短期的に克服可能な課題に焦点を当て、包摂的 FVC モデルの構築に取り組むもの。この際、プロジェクトを通じた活動だけでなく、過去の協力の成果や民間事業者による投資、フィリピン政府の取組についても積極的に取り入れ、バリューチェーン全体がカバーされたモデルを構築することが重要な要件となる。
- **FVC 関係者**：生産者（農家、農家グループ）、民間事業者（仲買人、卸売業者、輸送業者、スーパーマーケット、食品加工業、レストラン、小売店など、収穫された農産物が最終消費者に届くまでの経路を担う事業者を指す）、行政機関（中央省庁、自治体）。
- **FVC関係者のプラットフォーム（以下、プラットフォーム）**：FVCの課題分析、情報共有（市場情報、政府の定める基準・規制にかかる情報）、ビジネスマッチング等を目的とした、官民のFVC関係者からなるグループ。

第4条 プロジェクトの概要

- (1) **上位目標**：包摂的 FVC モデルをプロジェクト対象地域以外の州へ拡大・導入することで、野菜を主とした園芸作物のバリューチェーンが強化される。
- (2) **プロジェクト目標**：プロジェクト対象地域における野菜を主とした園芸作物のバリューチェーンが、包摂的 FVC モデルの実施により強化される。
- (3) **成果**
 - 成果1：「Philippine Vegetable Industry Roadmap 2021-2025」に整合した、バリューチェーン強化ロードマップ（案）が策定され、プロジェクトの概要が設定される。
 - 成果2：パイロット活動を通じてバリューチェーン強化に資する様々な技術オプションが検証され、これらの技術オプションの活用に向けた FVC 関係者の能力が強化される。

成果3：FVCプラットフォームにおける協議やパイロット活動を通じて、FVC強化のための民間セクターの参入と民間投資が促進される。

成果4：包摂的FVCモデルが、ベンゲット州及びケソン州のパイロット活動対象町以外の市・町へ普及・展開される。

(4) 主な活動

1-1：既存のバリューチェーン分析およびロードマップの分析を行う。

1-2：市場調査を行い対象FVCの課題を把握する。

1-3：FVC関係者によるプラットフォームを形成する。

1-4：短期的、中長期的取組を含むバリューチェーン強化ロードマップ案を作成する。

1-5：包摂的FVCモデル開発のためのパイロット活動案をとりまとめる。

2-1：包摂的FVCモデル構築のため、対象地域においてパイロット活動を実施する。

2-2：FVC関係者が日本のFVCを学ぶための本邦研修を実施する。

2-3：パイロット活動実施中の進捗モニタリングと課題に基づき、必要に応じてパイロット活動のワークプランを見直す。

2-4：パイロット活動の進捗に係るモニタリングを行い、バリューチェーンにおいて付加価値が創出されたかを関連データの記録により把握する。

2-5：パイロット活動の結果に基づき、包摂的FVCモデルを構築する。

3-1：FVCプラットフォームでパイロット活動の活動、進捗、課題について議論する。

3-2：FVCプラットフォームを通じてプロジェクトの成果を広く共有すること等により、FVCプラットフォームへの民間セクターの参加とFVC改善に向けた投資を促進する。

3-3：パイロット活動の結果をDAと共有し、「Philippine Vegetable Industry Roadmap 2021-2025」の実現に貢献する。

3-4：セミナー/フォーラムを開催し、プロジェクトの成果を共有する。

4-1：ベンゲット州及びケソン州のパイロット活動対象町以外又はベンゲット州及びケソン州以外の州に包摂的FVCモデルを普及させる際の、DA、DA地方事務所、州・町農業局の関連部署の役割を特定する。

4-2：(DA地方事務所、町農業局主導により)パイロット活動をベンゲット州及びケソン州のパイロット活動対象町内の他の農家グループに普及する。

4-3：(DA地方事務所、州農業局主導により)パイロット活動をベンゲット州、ケソン州内のパイロット活動対象町以外の市・町へ普及・展開させる。

4-4：(DA主導により)パイロット活動をベンゲット州及びケソン州以外の州へ普及・展開させる。

4-5：ベンゲット州・ケソン州内のパイロット活動対象町以外の市・町又は、ベンゲット州及びケソン州以外の州へ包摂的FVCモデルを普及するためガイドラインを作成する。

4-6：農家グループ、市・町、州の間で経験共有を行うためのセミナーを開催する。

(5) プロジェクトサイト/対象地域

- ベンゲット州（人口 46 万人）（パイロット活動対象町：La Trinidad, Buguias, Atok, Kibungan, Mankayan）
- ケソン州（人口 195 万人）（パイロット活動対象町：Dolores, Sariaya, Gumaca, Lopez）
- マニラ首都圏（人口 185 万人）

(6) 本プロジェクトの受益者（ターゲットグループ）

- ベンゲット州及びケソン州において野菜栽培に携わる農家グループ（パイロット活動においては、3~5 グループ×9 町、1 グループ約 50 名の農家が参加することを想定）
- 市場関係者（流通業者、仲買人を含む）
- 農業省アグリビジネス・市場支援サービス局（AMAS：Agribusiness and Marketing Assistance Service）職員
- 農業省高価値作物開発プログラム（HVCDP：High Value-Crop Development Program）職員
- 農業省地方事務所（DA Regional Field Office）職員
- 州・町農業局（Office of Provincial Agriculturist (PAO)、Office of Municipal Agriculturist (MAO)）職員
- 消費者

(7) 関係省庁・機関(C/P 機関)

- 実施機関：DA AMAS
- 協力機関：DA HVCDP、DA 地方事務所、州・町農業局（Office of Provincial Agriculturist (PAO)、Office of Municipal Agriculturist (MAO)）

第5条 業務の目的

本プロジェクトは、フィリピンにおいて、野菜を主とした園芸作物バリューチェーン強化ロードマップ（案）を策定し、対象地域（ベンゲット州・ケソン州・マニラ首都圏）において①パイロット活動の実施、②FVC 関係者のプラットフォーム構築による民間参入の促進、③包摂的 FVC モデルのパイロット活動地域以外への普及・展開等を行うことにより、対象地域の野菜等のバリューチェーン強化を図り、包摂的 FVC モデルを対象地域以外の地域へ拡大・導入すること等をもって、対象地域以外も含めたフィリピンの野菜等のバリューチェーンの強化に寄与するもの。

第6条 業務の範囲

本業務は、当機構が 2021 年 10 月にフィリピン政府と締結した討議議事録（Record of Discussions。以下、「R/D」という。）及び 2022 年 12 月に DA と締結予定の R/D 改定のためのミニッツに基づいて実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「第 5

条 業務の目的」を達成するため、「第7条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第8条 業務の内容」に示す事項の業務を行い、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

第7条 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクトの基本方針

本プロジェクトは、ルソン島全体のバリューチェーンを俯瞰・分析し、FVC 関係者を巻き込んで改善のモメンタムを作り、改善（制度の改善、行政の介入、投資の呼び込み、民間企業の参入促進、消費者の意識変容の推進等）を推し進めていくとともに、特定のバリューチェーンにおける集中的な改善活動を通じて、他地域でも汎用可能なモデルケースを提示するものである。

2022年8月に実施した詳細計画策定調査では、以下4点をプロジェクトの基本方針とすることを、フィリピン側 C/P と合意した。

- バリューチェーンの改善活動においては「農家の収益向上」を重視すること（案件を通じて、バリューチェーンに関わる人々の収益向上、消費者が鮮度の高い農産物を安価に購入できること等といった成果も想定されるが、これらを優先することで農家の収益向上が蔑ろにされることの無いよう留意する）
- フィリピン国内のバリューチェーンを対象とすること（輸出に向かうバリューチェーンは想定しない）
- 対象農産物は、園芸作物（主として野菜）とすること（穀類はバリューチェーン構造が複雑であり、政治的要素も絡むため含めない）
- 多くの農家、特に小規模農家に裨益し、かつ汎用性の高いモデルケースの形成を目指すこと

(2) 二段階方式の採用

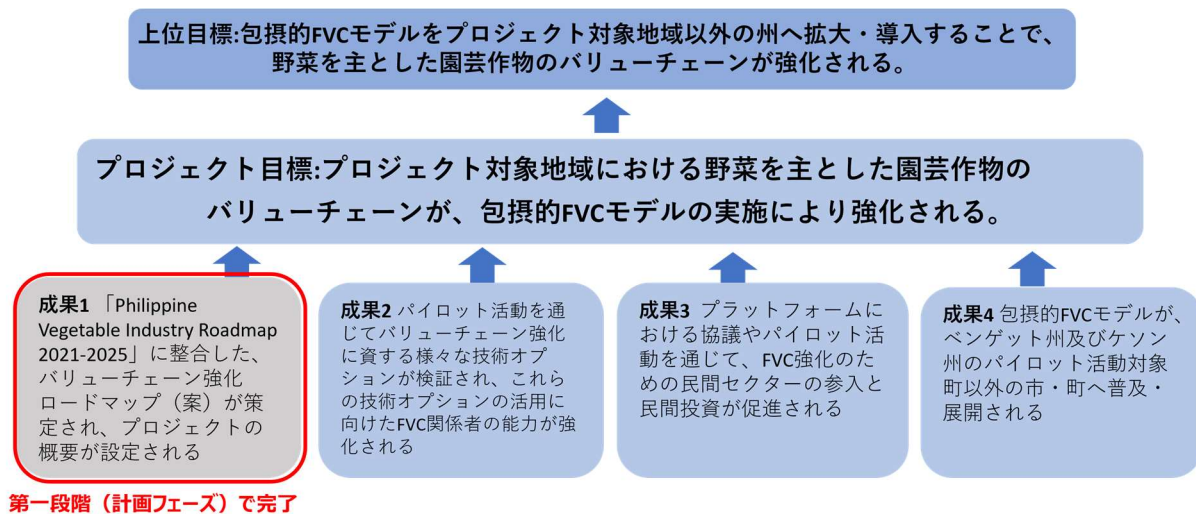
本プロジェクトは、二段階方式の技術協力³を採用している。実施期間は2022年2月8日から2028年2月7日までの合計6年間であり、第一段階（計画フェーズ）は2022年2月8日から約8カ月、第二段階（実施フェーズ）は2023年3月上旬（現地業務開始想定時期）から2028年2月上旬を予定している。

計画フェーズでは、フィリピンにおける園芸作物バリューチェーンの現状や課題の分析、市場調査等を通じて、FVC強化に向けたロードマップ案及びパイロット活動案の作成（成果1）を支援した。

本特記仕様書はプロジェクト期間のうち実施フェーズを対象とするものであり、パイロット活動を通じた包摂的 FVC モデルの構築（成果2）、FVC プラットフォームの設置と同プラットフォームにおける協議を通じた民間セクターの参入促進（成果3）、活動によって得られた知見を対象地域以外へ広く普及・展開（成果4）することにより、プロジェクト目標の達成を目指す。

プロジェクトの概念図は図1の通り。

³ 計画フェーズと実施フェーズの2段階に分けて技術協力プロジェクトを実施する方法。基本的な枠組みを先方政府と合意した後に迅速なプロジェクト実施が可能であり、計画フェーズにおいて実施フェーズの活動の詳細を策定することでより現状に即した活動を行うことができる。



出所：JICA 作成

図1 プロジェクトの構成に関する概念図

(3) 計画フェーズの成果

本プロジェクトの計画フェーズでは、フィリピンにおける主要な園芸作物バリューチェーンの分析や市場調査を通じて、バリューチェーン上の課題を特定し、短期的・中長期的に取り組むべき方策を現地のFVC関係者との協議を通じて、FVC近代化に向けたロードマップ（案）として取りまとめた。同ロードマップ（案）は、フィリピン政府が2022年6月に公表した「Philippine Vegetable Industry Roadmap 2021-2025」と整合的であり、2022年8月に実施された詳細計画策定調査において、「Philippine Vegetable Industry Roadmap 2021-2025」の達成に貢献するものと位置づけられた。また、情報収集・分析の過程で得られた情報等を基に、パイロット活動案の内容と対象地域を決定した。

(4) パイロット活動を通じた包摂的FVCモデルの形成

本プロジェクトでは、小規模農家を含む様々なFVC関係者が近代的なバリューチェーンに参加し、FVC振興によって得られる農産物の付加価値による利益を公正に享受するために、包摂的FVCモデルを作成することを目指している。

計画フェーズにおいては、バリューチェーン分析を通じて、野菜を主とする園芸作物バリューチェーン全体の流れを評価し、短期的・中長期にFVC関係者が取り組むべき課題を整理した上で、パイロット活動案を作成した。詳細計画策定調査において、フィリピン側とパイロット活動案について合意しており、実施フェーズでは、これらのパイロット活動の実施を通じて、バリューチェーン上に存在する様々なボトルネックの解決のために有効な取り組みの検証を行う。パイロット活動の結果、異なる活動が有益と考えられる場合は、柔軟に活動計画を見直し、バリューチェーン改善に最も有効な手段を検討する。

パイロット活動で得られた検証結果を基に、園芸作物バリューチェーンを強化する上で有益な取り組みを整理し、それらを統合することで包摂的FVCモデルを形成す

ることを目指す。また、包摂的 FVC モデルは、プロジェクト期間中・終了後を通じて、フィリピン政府により対象地域以外へ普及・展開することを目指しているため、フィリピン政府による普及・展開可能性を十分考慮した上で作成する。

本プロジェクトの重要な成果は、包摂的 FVC モデルの形成と、フィリピン政府による同モデルの対象地域以外への普及・展開である。パイロット活動は包摂的 FVC モデル作成のための手段であり、パイロット活動の実施が業務の主目的ではない点に留意する⁴。

(5) FVC 改善のための民間企業の協働の強化

本プロジェクトでは、民間企業がFVC構築の中心的役割を果たすとの考えの下、民間企業の参入を積極的に推進することでプロジェクト目標の達成に貢献する。特に農家グループとスーパーマーケットやEコマース等の近代市場を繋ぐ役割を担う事業者間との繋がりを強化することとしており、市場側の要求事項（品質、規格、納期、包装、供給量、価格等）に関する農家グループの理解促進、企業と農家グループのマッチング促進を支援する。

フィリピンの FVC に関心を示す日系企業や投資家は多いが、FVC の全体像や課題、収益性を含む事業性の把握が容易ではないことが、投資・参入の妨げの要因になっていると考えられる。FVC の改善には、民間企業の参入を促し、密に連携することが必須であるため、本プロジェクトにおいては、民間企業との情報共有や参入促進を目的とするプラットフォームを構築することで、官民の協働を強化し、FVC 強化を目指す⁵。

(6) 自立発展性の強化

本業務では自立発展性の強化を、業務実施にあたっての最優先事項とする。前述の通り、本プロジェクトでは包摂的FVCモデルの普及・拡大を通じて、フィリピン全体でFVC強化に向けた取り組みが継続・発展することを目指しており、そのためには包摂的FVCモデルの普及・展開の可能性を高めることが重要となる。包摂的FVCモデルを形成する際には、自立発展性の観点から、既存のDA予算と人員で取り組むことができる活動の提案や、DA内の部署横断的な連携体制の構築等についても助言を行う⁶。

(7) プロジェクトの実施体制

本プロジェクトの実施フェーズの実施体制は図 2 のとおり。中央レベルでは、中央実施チーム(National Implementation Team)を設置し、先方実施機関である DA AMAS と DA HVCPD が中心となりプロジェクト全体の管理・モニタリングを行う。さらに、

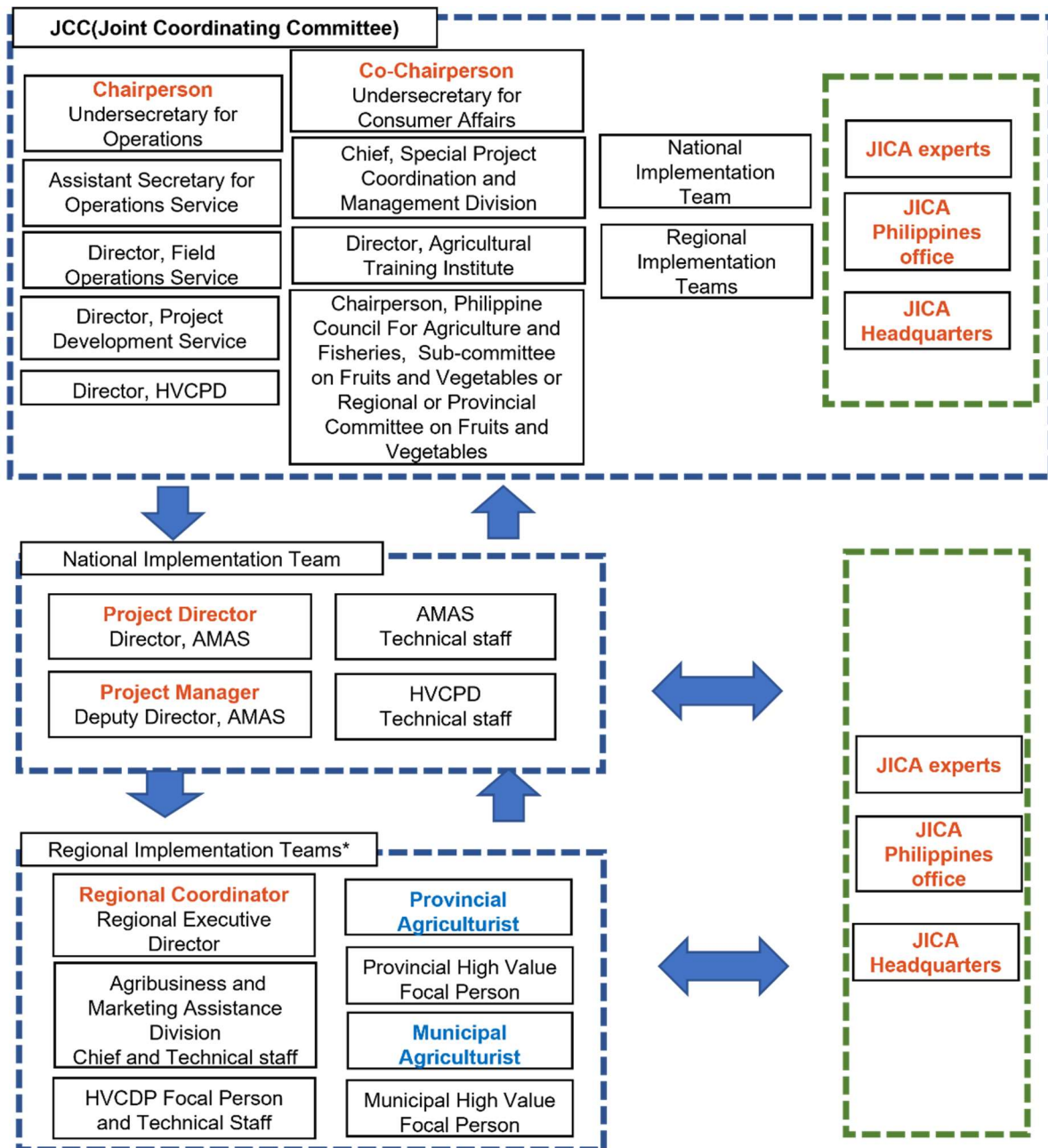
⁴ プロポーザル作成の際は、パイロット活動の実施方法のみならず、パイロット活動で検証すべき事項及び、パイロット活動の成果がどのように包摂的FVCモデルの構築に貢献するかを明確に説明・提案すること。

⁵ プロポーザル作成の際は、民間企業の参画をどのように促進するか、またどのように官民の協働を強化するかについて説明・提案すること。

⁶ プロポーザルでは、包摂的FVCモデルの対象地域以外への普及・拡大に向けた工夫について提案すること。

州レベルにおいては、ケソン州、ベンゲット州にそれぞれ地域実施チーム（Regional Implementation Team）を設置する。地域実施チームには、1名の地域コーディネーター（DA 地方事務所のエクゼクティブ・ディレクターを想定）が配置され、コーディネーターの監督のもと、DA の地方事務所、対象州・市の農業局とともに、パイロット活動や包摂的 FVC モデルの構築に向けた協議、プラットフォームにおける協議を通じた民間セクター参入促進、他地域への包摂的 FVC モデルの普及・展開を行う。

また、プロジェクト全体の進捗や意思決定を行うために、合同調整委員会（Joint Coordinating Committee、以下「JCC」という。）を設置する。



* Regional Implementation Teams are formulated in Benguet and Quezon Provinces

出所：JICA 作成

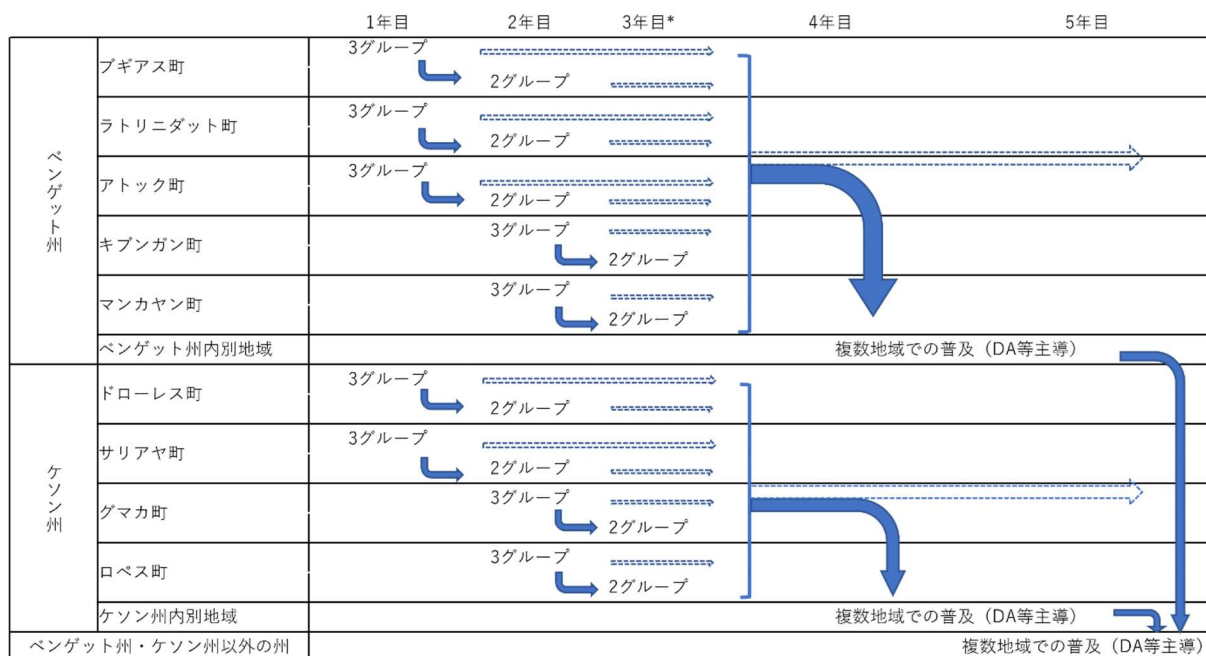
図2 プロジェクト実施体制

(8) パイロット活動の対象農家グループ

本業務では、パイロット活動の効果を検証しながら展開していくため、対象地域において段階的にパイロット活動を実施していくことを想定している（図3参照）。まず1年目に対象地域（ベンゲット州：ブギアス、ラトリニダット、アトック、キブンガン、マンカヤン、ケソン州：ドローレス、サリアヤ、グマカ、ロペス）の中から、ベンゲット州で3町（ブギアス、ラトリニダット、アトックを想定）、ケソン州で2町（ドローレス、サリアヤを想定）を選定し、各町から3つの農家グループ（1グループ50名程度を想定）を選定した上でパイロット活動を開始する。これらのパイロット活動内容を検証し、必要に応じて改定を行ったうえで、2年目には、1年目の対象町から追加的に2つの農家グループを選定し、パイロット活動を行う。さらに、1年目の対象とならなかった町において3つの農家グループを選定し、パイロット活動を行う。3年目には2年目に対象とした町から追加的に2つの農家グループを選定し、パイロット活動を実施する想定である。パイロット活動の結果は随時分析・評価し、次年度の活動の改善に役立てる。包摂的FVCモデルの形成は3年目終了を待たず、随時その要素を整理する。

4年目以降はそれまでに整理された包摂的FVCモデルを、DAやDA地方事務所、州・町農業局が主導する形で、対象地域以外の町・州に普及・展開していくことを想定しているため、受注者はフィリピン側の取組を側面支援する。

なお、マニラ首都圏においては、他パイロット活動の成果により得られる機会（例：高品質な野菜の入手機会が増加）を、消費者が有効活用できるような、消費者と対象とした野菜消費を促進する活動を行う。



*3年目にはDA等主導で対象町内の別グループへの展開も想定

展開 → モニタリング継続 →

図3 パイロット活動及び包摂的FVCモデル展開のイメージ

(9) フィリピン政府による既存の活動を活かした計画立案

詳細計画策定調査では、DAがFVC強化に係る多様な取り組みを行っていることを確認した。例えば、2022年6月に「Philippine Vegetable Industry Roadmap 2021-2025（フィリピン野菜産業ロードマップ2021-2025）」を公表し、野菜の生産流通工程における改善策を示した上で、農家の生計向上及び安全かつ高品質な作物の安定供給等に係る目標が示されている。詳細計画策定調査においては、本プロジェクトが「Philippine Vegetable Industry Roadmap 2021-2025」の達成に貢献するものであり、パイロット活動についても本ロードマップ達成に向けた活動の一環とすることが確認された。また、DAは独自予算を活用し、農家グループへ野菜の運搬のための冷蔵庫や保冷施設、プラスチッククレート等の資機材を提供しており、本事業の対象地域においてもこれらの機材が供与されている（例えば、ベンゲット州ラトリニダット町のベンゲット州アグリピノイ卸売市場に保冷施設が供与されている）。

本プロジェクトでは、このようなフィリピン政府の取り組みについて十分な情報収集を行ったうえで、フィリピン側の既存リソースや活動との重複を避け、既存のリソース・活動をさらに発展・改善させるような取組を行うことで、本プロジェクトの持続性とフィリピン政府による既存活動との相乗効果の発現を目指す。

(10) 他の開発パートナーとの連携

フィリピンにおいては、国際機関を含む多くの開発パートナーが様々なスキームを活用しFVC改善に取り組んでいる。本プロジェクトでは、これら既存事業（ハード、ソフト）の実施状況や成果を十分に把握の上、重複を避け、相乗効果を生み出すための検討を行う。なお、最近の関連案件として把握しているものは以下の通り。これらの他にもバリューチェーン改善に係る事業が複数あると考えられることから、特にパイロット活動の実施に当たっては、十分に事前の情報収集を行う。

- アジア開発銀行：
フィリピンを含めた5カ国で、流通改善、生産性向上、食品安全のための投資促進等を目的とし、技術支援「Agricultural Value Chain Development in Selected Asian Countries」を実施中（2018年～2023年、230万USD）。
- 世界銀行：
農家・漁家の生産拡大、市場アクセス改善を通じた、生産性向上、収入向上を目的とした財政・政策支援型の「Philippine Rural Development Project (PRDP)」を実施中（2014年～2023年、5.07億USD）。同事業の中で全州における優先農産物のバリューチェーン分析や投資計画策定を支援し、市場アクセス改善のため地方道路の整備（約1,100 km）等を行っている。
- 韓国国際協力機構：
西ビサヤ地方において、適切なスマート農業技術の活用による高価値作物のバリューチェーン強化を通じた、農家の生産性と所得向上を支援中（2022年～2027年、800万USD）。
- 公益社団法人国際農業者交流協会（JAEC）：
ベンゲット州ブギアス町において、NGO連携無償資金協力を活用して、冷蔵倉庫を建設中。本事業のパイロット活動では、既存の冷蔵庫やDAが導入済みの保冷トラックを活用し鮮度を維持して付加価値を高めたうえで、販売活動を支援

予定である。近隣の農家グループが対象となる場合は、パイロット活動において同資金協力にて整備された冷蔵倉庫の活用を検討する。

(11) フィリピンにおける JICA 関連案件

JICA は過去にフィリピンの農業・農村開発分野において多数の案件を実施している。以下の案件は特に本プロジェクトとの親和性が高いと考えられることから、これらの案件の進捗状況、成果、課題等も把握した上で業務を行う。

- DX⁷による革新的農村金融の普及にかかる情報収集・確認調査（2020年7月～2023年3月）：
資金調達は農業者が「儲かる農業」を実践する際のボトルネックの一つとなっており、本調査においてスマートフォンアプリを活用した農村金融モデル等の概念実証を行うこととしている。概念実証にて有効性が確認された場合は、資金調達における選択肢の一つとして本プロジェクトの対象農家に紹介すること等を検討する。
- 安全野菜生産販売技術改善プロジェクト（2007年～2019年、草の根技術協力）：
ベンゲット州やケソン州、その周辺地域を対象に、農産物の生産、流通過程の双方を改善するための技術を普及した。結果として、マニラ首都圏のハイエンド向け取引を確立したが、市場開拓・流通等に多大な労力を要するため、大規模に普及するには至っていない。

(12) 機材供与

本プロジェクトにおいては、パイロット活動を行うにあたり保冷倉庫や加工施設の建設や、大規模な機材（加工用機材や冷蔵車等の車両等）の投入は想定していない。パイロット活動に活用する資機材は、技術移転に必要な小規模なもの（例：プラスチッククレート、小規模な冷蔵庫等）に限定する旨フィリピン政府側と合意している。これらの資機材を供与する際は、事前に発注者と十分相談の上、その妥当性・有効性、持続可能性（維持管理の容易さ等）を十分に検討した上で、対象者へ供与する。

(13) 広報活動

本プロジェクトの実施にあたっては、その意義や活動内容、成果について、フィリピン及び日本の国民が広く理解するための広報活動に努める。また、他の開発パートナーとの情報共有を図る。

(14) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P機関のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜発注者に提言

⁷ デジタルトランスフォーメーションの略。

を行うことが求められる。

発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（C/P機関との合意文書の変更、契約の変更等）を取る。

（15）安全対策

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、本件実施機関及び JICA フィリピン事務所等から十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。JICA 安全対策措置（フィリピン）（当該時点での最新版）を遵守する。

第8条 業務の内容

本業務において、受注者が実施する内容は以下の通り。

【第1期：2023年2月 ～ 2025年5月】

[プロジェクト全般に係る活動]

（1）業務計画書の作成

受注者は、共通仕様書に基づき、業務計画書を作成し、契約日から起算して10営業日以内に発注者に提出し、承諾を得る。

（2）ワークプラン（第1期）及びモニタリングシート Ver.1～Ver.4 の作成・協議
本プロジェクトの詳細計画策定調査結果等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、業務実施に関する基本方針、実施体制、各関係者間の役割分担、実施手法、活動内容、スケジュール、業務工程計画等を作成し、これらをワークプラン（第1期）として取りまとめる。ワークプランの作成にあたっては、カウンターパート機関（C/P機関）と協議を行い、JICA 及び C/P 機関と共有・確認を経て提出する。ワークプランは、本業務開始後2か月以内に、和文、英文を作成し、JICA 本部及び C/P 機関へ電子データで提出する。

6ヶ月毎に受注者及び C/P 機関が協働でモニタリングシートを作成し、JICA へ提出する。モニタリングシートは JCC 等 C/P 機関との定期的な協議に活用する基本文書とし、JCC での事業進捗や成果の発現状況の確認及び懸案事項の解決に向けた実質的な協議を促進するよう本モニタリングシートを活用する。

（3）JCC の開催

受注者はC/P機関と共にJCCの設立及び会合の開催を支援し、メンバーとして同会合に参加する。JCCでの活動報告を行う際は写真等の視聴覚ツールを活用し、進捗状況をわかりやすく簡潔に発表する。

（4）キックオフミーティングの開催

実施フェーズの活動方針および内容の周知を目的に、キックオフミーティングを開催する。同ミーティングでは、計画フェーズの活動と成果を振り返り、実施フェーズの実施方針、実施体制、各関係者間の役割分担、活動内容、スケジュール等を協議する。同ミーティングでワークプランの内容を確認する。

(5) 対象農家グループの選定

パイロット活動に参加する対象農家グループを、DA地方事務所、州・町農業局と協議の上選定する。詳細計画策定調査において合意された対象農家グループの選定基準⁸は以下の通り。

- ① パイロット活動の参画へ意欲的であり、継続的な参加の意思（コミットメント）があること
- ② 新たな栽培技術、営農方法等の活用に意欲的であること
- ③ 農家グループとして農産物の出荷量を安定的に確保できること
- ④ 農家グループとしての組織力（グループとしての活動が可能であること）

(6) 参加する民間企業の選定

パイロット活動では、プラスチッククレート等の運搬資材を活用することで流通の効率性を高める内容が含まれており（第8条（10）参照）、それらの活動に参加する民間企業（流通業者等）との連携が想定されている。そのため、DA、DA地方事務所、州・町農業局等と協議の上、パイロット活動に参加する民間企業を選定する。

(7) ベースライン調査の実施

パイロット活動に参加する農家グループ、民間企業の選定後、プロジェクト開始後半年以内を目処にベースラインとなるデータの収集・分析を実施する。ベースライン調査の結果を受け、受注者はC/Pと協議の上、数値が決定していないPDM指標について提案し、発注者の確認を得たうえでJCC等にて承認を得る。

(8) 課題別研修参加者の選定支援

本プロジェクトでは、JICAが実施する課題別研修への参加を通じて、プロジェクト関係者の能力強化を図ることを計画している。研修参加者の選定にあたり、JICA本部、JICAフィリピン事務所とも協議し、適切な人選がなされるように支援する。また、これらの研修にオンラインでオブザーバー参加が可能な場合は、インセプションレポートやアクションプラン作成時に、適宜研修員への助言を行う。

(9) プロジェクト事業進捗報告書の作成

第1期終了時に活動状況についてプロジェクト事業進捗報告書を取りまとめ、発注者に提出する。

⁸ これらの他に選定基準を設置する場合は、プロポーザルにおいて提案すること。

[成果 2 に係る活動]

(10) パイロット活動計画の作成

詳細計画策定調査において合意されたパイロット活動案の具体的な活動内容、実施方法、全体スケジュール等を検討し、パイロット活動計画を作成する。パイロット活動計画の作成にあたっては、DA のみならず、ケソン州、ベンゲット州の DA 地方事務所、州・町農業局と協議を行い、実施前に発注者の承認を得ること。

詳細計画策定調査においては 6 件のパイロット活動が合意されており（表 1）、これらのパイロット活動を行う際は、一つ一つのパイロット活動を個別に行うのではなく、バリューチェーン改善の視点から、それぞれのパイロット活動の繋がりを意識して行う（図 4）。また、パイロット活動を実施した結果、有効性を高めるために、内容の見直しや異なるパイロット活動を行うことを妨げない。

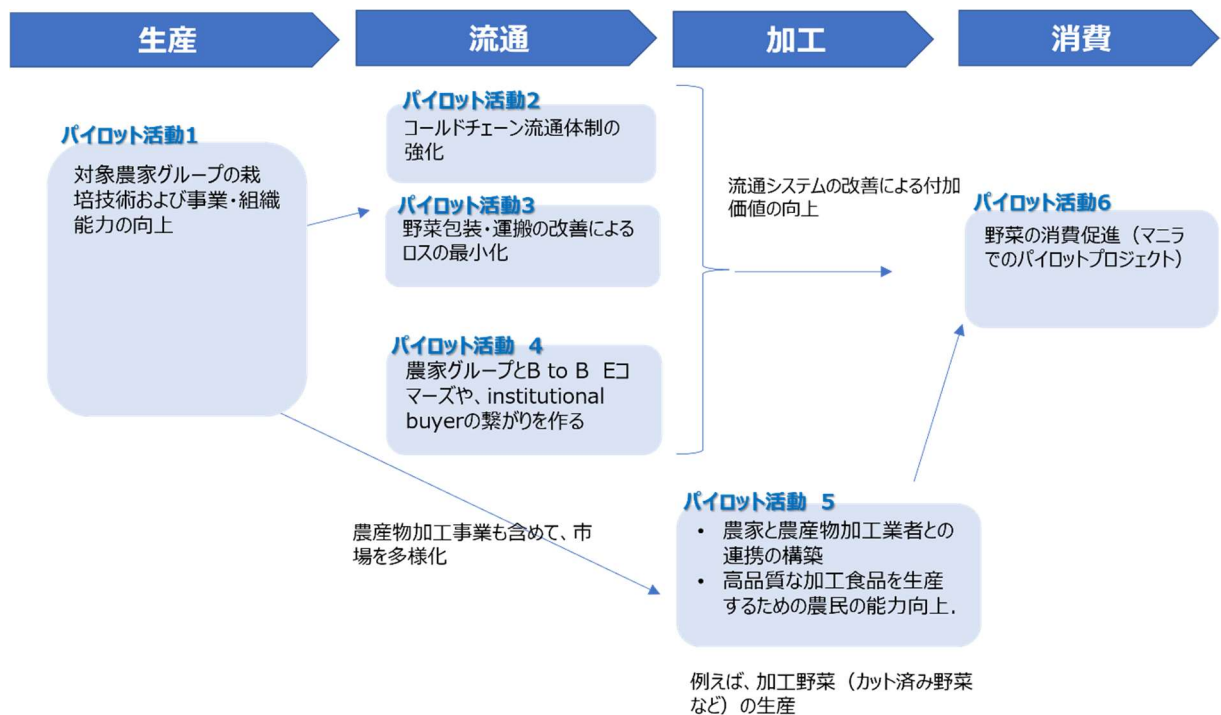


図 4 パイロット活動の繋がリイメーシ

詳細計画策定調査にて合意したパイロット活動は表 1 の通り⁹。これらの概要を基に、パイロット活動の具体的な活動内容、実施方法、スケジュール等を作成する。

⁹ パイロット活動の有効性を高めるための工夫をプロポーザルにて提案すること。

表1 パイロット活動案

パイロット活動1：農家グループの栽培技術の改善	
目的	農家グループの栽培技術を改善することで主要野菜の安定供給を図り、価格変動を最小限に抑える。
主要活動	<ol style="list-style-type: none"> 1. 対象農家グループが、農業施設や投入資材を有効に活用し、収穫時期を分散させるために必要な栽培技術を向上させることを支援する。また、病害虫に強く、収穫時期の分散に貢献する高品質の種子・苗の入手を支援する。 2. 収穫時期の多様化に資する農業計画の作成能力強化。農家グループの売上向上に資するビジネススキルや組織・運営能力向上支援を行う。
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ● ベンゲット州：ブギアス、ラトリニダット、アトック、マンカヤン、キブンガン（マンカヤン、キブンガンは2年目からの開始を想定） ● ケソン州：サリアヤ、ドローレス、グマカ、ロペス（グマカ、ロペスは2年目からの開始を想定）
対象者	各町から 3-5 農家グループ（想定数は第7条（8）の通り）
パイロット活動2：コールドチェーン活用による流通改善	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の冷蔵倉庫を有効活用することで野菜の出荷時期を調整し、価格変動を最小化する。（ベンゲット州・ケソン州） ● 葉物野菜の予冷による品質向上により、販売価格を上げる。（ケソン州のみ）
主要活動	<ol style="list-style-type: none"> 1. 冷蔵倉庫・冷蔵車の活用計画・管理ガイドラインを作成し、DAが冷蔵倉庫や輸送手段に関する戦略を策定する際に活用できるよう支援する。 2. 配送前に野菜を予冷することで、市場における価格への影響を検証する。（ケソン州のみ）
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ● ベンゲット州（ブギアス、ラトリニダット、アトック、キブンガン、マンカヤン（キブンガン、マンカヤンは2年目からの開始を想定）） ● ケソン州（ドローレス）
対象者	各町から 3-5 農家グループ（想定数は第7条（8）の通り） コールドチェーン活用に関心のあるバイヤー(Institutional Buyer 等)
パイロット活動3：野菜の運搬方法の改善による損失低減	
目的	野菜の運搬方法を改善することで（運搬資材の活用）、野菜の損失を最小限に抑える。
主要活動	野菜の運搬資材（取っ手付きの積み重ね可能なプラスチッククレート等）の利用に係る経済性を検証し、その資材によって削減される損失を定量化する。

対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ● ベンゲット州（ブギアス、ラトリニダット、アトック、マンカヤン、キブンガン（キブンガン、マンカヤンは2年目からの開始を想定）） ● ケソン州（サリアヤ、ドローレス、グマカ、ロペス（グマカ、ロペスは2年目からの開始を想定））
対象者	各町から3-5農家グループ（想定数は第7条（8）の通り） トラック卸売業者
パイロット活動4：野菜加工の推進による高付加価値化	
目的	農家グループとEコマースプラットフォームやバイヤー（institutional buyer）との直接取引を促進し、農家グループの販売経路を多様化する。
主要活動	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農家グループに対して、野菜を販売するためのEコマースプラットフォームの利用方法に関するトレーニングを実施する。（例：品質管理、衛生管理、バイヤーの仕様・要求への対応等）。 2. 農家グループとEコマースプラットフォーム/バイヤー（institutional buyer）のマッチングを行うDAの活動を支援する。 3. 農家グループのブランド化やパッケージ強化を支援する。（ケソン州のみ）
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ● ベンゲット州（ブギアス、ラトリニダット、アトック、マンカヤン、キブンガン（キブンガン、マンカヤンは2年目からの開始を想定）） ● ケソン州（ドローレス、サリアヤ、グマカ、ロペス（グマカ、ロペスは2年目からの開始を想定））
対象者	各町から3-5農家グループ（想定数は第7条（8）の通り） Eコマースプラットフォーム向けのバイヤー（例：Deliver-E、E-Kadiwa、Zagana、Sarisuki）
パイロット活動6：野菜の消費促進	
目的	野菜の消費量を増加させる
主要活動	消費者の野菜消費を促進するためのキャンペーンを実施する。
対象地域	マニラ首都圏
対象者	マニラ首都圏の消費者

（11）パイロット活動の実施

表1に記載したパイロット活動を対象地域において実施する。本業務では、パイロット活動の効果を検証しながら展開していくため、対象地域において段階的に活動を実施していくことを想定している。パイロット活動の展開の想定については第

7条（8）を参照。なお、パイロット活動はその内容に応じて1回の活動の所要期間が異なることが想定される¹⁰。

（12）パイロット活動のモニタリングと見直し

パイロット活動期間中は、特にベンゲット州・ケソン州に設置される地域実施チームと連携し、定期的に活動のモニタリングを行い、必要に応じて活動計画を修正する。自立発展性の観点から、パイロット活動の実施のみならず、モニタリングや見直しのプロセスはC/P機関と共同で行う。

（13）パイロット活動の結果の検証

パイロット活動の実施プロセス、結果を分析し、うまくいったもの、いかなかったものの両方の視点からその要因や改善策、グッドプラクティス等を取りまとめ、包摂的FVCモデル作成の際のインプットとする。また、パイロット活動を通じて、ベースライン調査時と比較し、バリューチェーンの各段階においてどのような付加価値が生まれているかを確認する。

（14）包摂的FVCモデル案の作成

パイロット活動を通じて得られた経験や教訓、グッドプラクティス等を基に、包摂的FVCモデル案を作成し、実施フェーズ開始から1年後を目安に発注者へ提案する。また、包摂的FVCモデル案をFVC関係者に広く共有し、フィードバックを得る機会を設ける（プラットフォームの活用を検討する）。包摂的FVCモデル案はパイロット活動結果に基づき定期的にレビューを行い、より汎用性・有効性の高いモデルを提案する。

[成果3に係る活動]

（15）FVCプラットフォームの構築

本プロジェクトでは、民間企業がFVC構築の中心的役割を果たすとの考えの下、民間企業の参入を積極的に推進することでプロジェクトの目的の達成を目指しており、民間企業との情報共有、民間企業の園芸作物バリューチェーンへの参入促進を目的とするプラットフォームを構築する。FVCプラットフォームは、民間企業・行政・生産者の情報共有の場となることが期待されており、以下の役割を果たす枠組みとする。

- フィリピンにおける園芸作物バリューチェーンに興味を持つ民間企業の相談窓口
- フィリピンにおける園芸作物バリューチェーンの現状や課題に関する情報交換
- パイロット活動の活動、進捗、課題に関する議論
- パイロット活動の成果の共有（特に「Philippine Vegetable Industry Roadmap 2021-2025」の実現に向けたインプットを行う）

¹⁰ プロポーザルにて、想定される各パイロット活動の実施スケジュールを提案すること。

- 包摂的 FVC モデルの構築や、他地域への普及・展開に係る意見交換
- プロジェクトの活動や成果の情報共有

なお、フィリピン政府内には、農業水産分野における政府機関と民間企業の対話を促進するための枠組みである Philippine Council For Agriculture and Fisheries（以下、「PCAF」という）が設置されている。PCAF には、中央レベル、地方レベルにそれぞれ協議会が設置されており、高価値作物委員会（Committee on High Value Crops）の中に、果物・野菜部会（Committee on High Value Crops-Fruits and Vegetable）が設置されている。果物・野菜部会では、園芸作物バリューチェーンの改善に向けた官民対話が定期的に行われていることから、本プロジェクトのプラットフォーム活動においても、PCAF 関係者を招待する。また、パイロット活動の進捗等について、PCAF とも密に情報共有を行う。

なお、計画フェーズにおいてはプラットフォーム活動の一環として Facebook ページ（Ka-Gulay）が作成されているが、プラットフォーム活動とは SNS の活用のみを指すものではないことに留意する。

（16）情報共有セミナーの開催

FVC プラットフォームを通じて広くプロジェクトの活動や成果を発信するため、情報共有セミナーを開催する（第1期契約で1回、第2期契約で1回を想定）。セミナーには FVC 関係者を広く招待し、包摂的 FVC モデル案の普及・展開も視野にプロジェクトの情報発信を行う。

[成果4に係る活動]

（17）対象地域以外への包摂的 FVC モデルの普及に向けた準備

対象地域以外へ包摂的 FVC モデルを普及する際の、DA、DA 地方事務所、州・町農業局の関連部署の役割を特定する。

【第2期：2025年6月～2028年2月】

[プロジェクト全般に係る活動]

（18）ワークプラン（第2期）、モニタリングシート Ver.5～8 の作成・協議

第1期の活動結果を踏まえ、第2期の業務実施に関する基本方針、実施体制、各関係者間の役割分担、実施手法、活動内容、スケジュール、業務工程計画等を作成し、これらをワークプラン（第2期）として取りまとめる。ワークプランの作成にあたっては、C/P 機関と協議を行い、JICA 及び C/P 機関と共有・確認を経て提出する。ワークプランは、第2期契約開始後1か月以内に、和文、英文を作成し、JICA 本部及び C/P 機関へ電子データで提出する。

6ヶ月毎（Ver.5 は第2期のワークプラン提出後から6か月後を想定）に受注者及び C/P が協働でモニタリングシートを作成し、発注者へ提出する。モニタリングシートは JCC 等 C/P 機関との定期的な協議に活用する基本文書とし、JCC での事業進捗

や成果の発現状況の確認及び懸案事項の解決に向けた実質的な協議を促進するよう本モニタリングシートを活用する。

(19) JCC の開催

第1期に続き、受注者はC/P機関と共にJCCの開催を支援し、メンバーとして同会合に参加する。

(20) 課題別研修への参加に係る人選の助言

本プロジェクトでは、JICAが実施する課題別研修への参加を通じて、プロジェクト関係者の能力強化を図ることを計画している。第2期においても課題別研修への参加が想定されており、研修参加者の選定にあたり、JICA本部、JICAフィリピン事務所とも協議し、適切な人選がなされるように支援する。また、これらの研修にオンラインでオブザーバー参加が可能な場合は、インセプションレポートやアクションプラン作成時に、適宜研修員への助言を行う。

(21) エンドライン調査

ベースラインで調査した項目について、2027年9月を目処にエンドライン調査を実施し、プロジェクト目標及び成果の達成度を分析する。

(22) 事業完了報告書の作成

2028年2月上旬の事業完了報告書の提出を目指し、その2か月程度前にドラフト版を作成し、発注者及びC/Pに提出し各々のコメントを反映し、確認を得たうえで事業完了報告書を取りまとめる。事業完了報告書には要約を含む。この際、第2期契約のみならずプロジェクト活動全体における各成果の課題を分析し、今後フィリピン政府が自立的に包摂的FVCモデルを対象地域以外の州・町に普及・展開していくための提言も記載する。事業完了報告書の要旨は、JCCにおいて報告する。

[成果2に係る活動]

(23) パイロット活動の実施

第1期に引き続き、パイロット活動を対象地域において実施する。パイロット活動の展開の想定については第7条(8)を参照。

(24) パイロット活動のモニタリングとDAによる普及・展開の支援

第1期より継続しているパイロット活動のモニタリングを行う。なお、本業務におけるパイロット活動は3年間程度実施することを想定しており、第2期においては、DAによるパイロット活動の他地域への普及・展開の側面支援に重点が移る。そのため、第2期においてはパイロット活動に係る投入(資機材の提供等)は最小限とし、フィリピン側の自立発展性を高めることに注力する。

(25) パイロット活動の結果の検証と包摂的 FVC モデルの最終化

第1期、第2期を通じて行われたパイロット活動の実施プロセス、結果を分析し、うまくいったもの、いかなかったものの両方の視点からその要因や改善策、グッドプラクティス等を取りまとめ、包摂的 FVC モデルの最終化を行う。また、第1期に続き、パイロット活動を通じて、ベースライン調査時と比較し、バリューチェーンの各段階においてどのような付加価値が生まれているかを確認し、成果として取りまとめる。

[成果3に係る活動]

(26) FVC プラットフォームを通じた情報共有・情報発信

第1期に続き、FVC プラットフォームを通じた情報共有や情報発信を行う。FVC プラットフォームに期待される役割は第1期と同様であるが(第8条(15)参照)、プロジェクト後半に向かっては、包摂的 FVC モデルの最終化と、民間企業の参入促進、他地域への普及・展開に重点を置いた協議が FVC 関係者間で行われるよう支援する。

(27) 情報共有セミナーの開催

FVC プラットフォームを通じて広くプロジェクトの活動や成果を発信するため、情報共有セミナーを開催する(第1期契約で1回、第2期契約で1回を想定)。セミナーには FVC 関係者を広く招待し、包摂的 FVC モデル案の普及・展開も視野にプロジェクトの情報発信を行う。

[成果4に係る活動]

(28) 対象地域以外への包摂的 FVC モデルの普及支援

DA主導によりパイロット活動を通じて作成された包摂的 FVC モデルを対象農家グループ/対象地域以外に普及・展開するための支援を行う。

普及・展開については、まず DA 地方事務所、町農業局の主導により、パイロット活動をベンゲット州、ケソン州の対象町内の他の農家グループに普及する。次に、DA 地方事務所、州農業局の主導により、パイロット活動をベンゲット州、ケソン州内のパイロット活動対象町以外の市・町へ普及・展開させる。そして、最終的には、DA 主導により、パイロット活動をベンゲット州及びケソン州以外の州へ普及・展開させるための支援を行う。自立発展性の確保のため、包摂的 FVC モデル(パイロット活動を含む)の普及・展開は、DA、DA 地方事務所、州・町農業局が主導するよう、受注者は側面支援を行う(展開計画策定の支援、予算計画・人員配置に係る助言等)。

(29) 包摂的 FVC モデルを普及するためのガイドライン作成

対象地域以外へ包摂的 FVC モデルを普及するためのガイドラインを作成する。ガイドラインには、パイロット活動の詳細な内容、実施に関する留意点、予算規模、人員配置案、FVC 関係者との連携体制構築に向けた留意点等を取りまとめる。ガイドラインはフィリピン側が普及・展開に活用するためのものであることから、C/P を十分

に巻き込んで作成する。また、事前に目次案を C/P 機関、発注者と共有し、協議を行う。

(30) 経験共有セミナーの開催

包摂的 FVC モデルの普及・拡大に向けて、農家グループ、市・町、州の間で経験共有を行うためのセミナーを開催する。セミナーは各州（ベンゲット州、ケソン州を想定。）において1回程度、参加者は各セミナー100名程度を想定する。

第9条 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。モニタリングシートは、C/P機関と共同で作成し、JICA経済開発部及びフィリピン事務所へ提出する。なお、本契約における最終的な提出物は、第1期は業務進捗報告書（第1期）、第2期は事業完了報告書とする。各報告書の記載項目（案）は発注者と受注者で協議・確認する。

報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

契約	提出物	提出時期	部数
第1期	業務計画書（第1期） ¹	契約締結後10営業日以内	和文：1部、電子データ
	ワークプラン（第1期）	業務開始から約2ヵ月後	和文：1部 英文：1部 及び、和文、英文の電子データ
	モニタリングシート	業務開始から6ヵ月ごと	英文：1部及び電子データ
	業務進捗報告書（第1期）	2025年5月23日	和文：1部 英文：1部 電子データ：和文、英文各1部
第2期	業務計画書（第2期） ¹	契約締結後10営業日以内	和文：1部及び電子データ
	ワークプラン（第2期）	業務開始から約1ヵ月後	和文：1部 英文：1部 電子データ：和文、英文、各1部
	モニタリングシート	業務開始から6ヵ月ごと	英文：データ提出
	業務進捗報告書（第2期）	2026年9月上旬	和文：1部 英文：1部 電子データ：和文、英文各1部
	事業完了報告書	2028年2月7日	和文:3部（製本版） 英文:10部（製本版） 電子データ：和文、英文、各1部

注1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載する。

注2) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

注3) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

（2）技術協力作成資料等

業務を通じて作成された、それぞれの業務進捗報告書/事業完了報告書に添付して提出する。

- ア パイロット活動の実施結果に関する報告書
- イ パイロット活動で作成するガイドライン、マニュアル等
- ウ 包摂的FVCモデルの普及に係るガイドライン

（3）コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して発注者に提出する。なお、先方政府関係者等と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- ア 今月の進捗及び来月の計画
- イ 案件実施上の課題
- ウ 業務フローチャート

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	パイロット活動の実施方法、検証すべき事項及び、パイロット活動の成果に基づく包摂的FVCモデル構築のための工夫	第7条(4)
2	FVC改善のための民間企業の参加促進と官民の協働強化に向けた仕組み	第7条(5)
3	包摂的FVCモデルの対象地域以外への普及・拡大に向けた工夫	第7条(6)
4	パイロット活動の対象農家グループの選定基準	第7条(8)及び第8条(5)
5	パイロット活動の有効性を高めるための工夫	第8条(10)
6	各パイロット活動の実施スケジュール案	第8条(11)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：農業・農村開発、特にフードバリューチェーン改善に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／バリューチェーン開発
- 野菜栽培技術／収穫後処理
- 農協組織強化／農作物加工

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 60.58 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／バリューチェーン開発）】

- ① 類似業務経験の分野：農業・農村開発、特にフードバリューチェーン開発に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：フィリピン国及び東南アジア地域
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：野菜栽培技術／収穫後処理】

- ① 類似業務経験の分野：野菜栽培技術又は収穫後処理に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：フィリピン国および東南アジア地域
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：農協組織強化／農作物加工】

- ① 類似業務経験の分野：農協組織強化又は農作物加工に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2023年2月に開始し、2028年2月の終了を予定し、以下の通り2期に分けた業務実施を想定しています。なお、期毎に業務計画を提案し、契約交渉を経て契約締結を行います。

第1期：2023年2月～2025年5月（27か月）

第2期：2025年6月～2028年2月（33か月）

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 79.97 人月（現地：73.77人月、国内6.20人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／バリューチェーン開発（2号）
- ② 野菜栽培技術／収穫後処理（3号）
- ③ 農協組織強化／農作物加工（3号）
- ④ マーケティング／農作物流通／研修企画

3) 渡航回数を目途 全64回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。他方、本業務においては、渡航の効率性を重視しており、業務従事者人数の大幅な増加等による渡航人数の増加、及び右に伴う渡航1回あたりの現地業務期間の短縮や、一人当たりの渡航回数の減少は想定しておりませんので、ご留意下さい。

(3) 現地再委託

本業務では再委託を想定していません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 園芸作物におけるフードバリューチェーン改善プロジェクト R/D
- 園芸作物におけるフードバリューチェーン改善プロジェクト詳細計画策定調査ミニッツ
- 園芸作物におけるフードバリューチェーン改善プロジェクト(計画フェーズ) ファイナルレポート
- 園芸作物におけるフードバリューチェーン改善プロジェクト(実施フェーズ) 詳細計画策定調査結果
- 土壌・資源保全に配慮した安全野菜生産・流通プロジェクト(フィリピン国) 終了時評価
- 「DX による革新的農村金融の普及にかかる情報収集・確認調査」におけるローカルコンサルタントによる調査” Technical Assistance of Proof of Concept under The Data Collection Survey for the Dissemination of Innovative Rural and Agricultural Finance by Digital Transformation”

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/D改定ミニッツ案を参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具(机・椅子・棚等)	有
5	事務機器(コピー機等)	無
6	Wi-Fi	有

(6) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、本件実施機関及びJICA フィリピン事務所等から十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。JICA 安全対策措置(フィリピン)(当該時点での最新版)に準じてください。

3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プ

レゼンテーション実施要領」を参照してください。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) **新型コロナウイルス感染対策に関連する経費**
- 5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

（3）定額計上について

以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

- 1) パイロット活動に係る経費（パイロット活動に使用する資機材、セミナー・研修関連費等：36,000千円（パイロット活動に係る報酬、特殊傭人費、車両関連費はパイロット活動に係る経費ではなく、各費目において積算してください。）

（4）見積価格について、

各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

（5）旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒マニラ

（6）業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（7）外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

(8) その他留意事項

特になし。

別紙2：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	8	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	2	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	20	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(29)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／バリューチェーン開発</u>	(24)	(11)
ア) 類似業務の経験	8	4
イ) 対象国・地域での業務経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	6	3
オ) その他学位、資格等	2	1
① 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(-)	(11)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	1
② 業務管理体制、プレゼンテーション	(5)	(7)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	-	2
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>野菜栽培技術/収穫後処理</u>	(11)	
ア) 類似業務の経験	5	
イ) 対象国・地域での業務経験	3	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	1	
(3) 業務従事者の経験・能力：<u>農協組織強化/農作物加工</u>	(10)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	2	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法： Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - ① Microsoft-Teamsを使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teamsの音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teamsによる一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間にTeamsの会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - ② 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者からJICAが指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注）JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以 上